議案第109号　久喜市木材利用推進基金条例に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和元年10月2日

発議者　久喜市議会議員
猪　股　和　雄
賛成者　久喜市議会議員
平　間　益　美
田　村　栄　子

久喜市議会議長　上　條　哲　弘　様

（別紙）

久喜市木材利用推進基金条例の修正案

議案第109号　久喜市木材利用推進基金条例の一部を次のとおり修正する。

題名を次のように改める。

久喜市森林環境整備及び木材利用推進基金条例

第１条中「基づき、」の次に「森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発並びに」を加え、「久喜市木材利用推進基金」を「久喜市森林環境整備及び木材利用推進基金」に改める。

修正理由

基金を設置する趣旨と目的を、法の条文規定を反映してより明確にするため、この案を提出するものであります。